

昭和五年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

「忘るなかれ、助けて長ぜしむるなかれ」	2
社会党大会にのぞむ	3
「社公合意」と公明党の新方針	6
日経連『労働問題研究委報告』批判(一)	9
三池労組が「準備会」参加に反対の「要請」	15
資料 三池労組の「要請」書(全文)	16
職場実態を直視せよ	17
— 総評『労線統一綱領への素材提起』の検討(一) —	17
ワシントンのワニの涙	19

緊急号外

好評増刷中

八二春闘への実践的提起

定価 四〇〇円 (郵送費含)

旬刊社会通信

NO. 149

一九八二年二月一日

一九八二年二月一日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■巻頭言■

「忘るなかれ、助けて長ぜしむるなかれ」

松陰はマルクス・エンゲルスと同世代の人間だ。ともに激動の時代に生きた。マルクス・エンゲルスは「資本主義社会の社会主義社会への移行の必然性」を『資本論』で論証し、「歴史の発展法則」を確立した。松陰は、当時、ごく限られた西洋の書物を読み、「歴史の発展方向」、「統一国家」の姿を模索した。その熱意がいかにばかりであったかは、嘉永六年（一八五三）、ロシア艦乗り込みのため長崎に赴いたこと、安政元年（一八五四）、アメリカ軍艦に乗り込み、海外渡航を企てたことにも明らかだ。

松陰は真の学者たらんと欲した。真の学者とは知行をともにすることであった。『講孟余話』にこうある。

「ああ、世の中に読書人は多いけれども、真の学者といわれるべき者がないのは、学問を始めるにあたって、すでにそのときから志がまちがっていたからである」

もしこの松陰が海外渡航に成功し、「真実であるがゆえに、全能である。それは完全で整合的であり、どのような反動とも、またブルジョアの抑圧のどのような擁護とも相容れない全一的な世界観をわれわれに提供している。それは人類が十九世紀にドイツ哲学、イギリス経済学、フランス社会主義という形でつくりだした最良のものの正統な継承者なのである」マルクスの学説を知ったらと考えることは楽しいことである。

生活はマルクス・エンゲルス、レーニンの理論の正しさを訓えている。『資本論』の教えるとおり、社会は「発展」しているからである。日経連の『労働問題研究委員会報告』を見るがよい。松下幸之助が「松下村塾」ならぬ、「松下塾」をつくり、「歴史の発展法則」に倣っているさまを見るがよい。

このようなとき、「論語読の論語知らず」ならぬ、「マルクス読のマルクス知らず」の風潮が横溢している。残念なことである。向坂逸郎氏は「『資本論』を書いてあるとおり読むことだ」といわれるが、松陰も「詩を説く者は文を以て辞を害せず、辞を以て志を害せず、意を以て逆（むか）ふ。是れ之れを得たりと為す」（『孟子』「万章」上、第四章）をこう論じている。

「右の三句にあらわれた読書の要領は、ただ詩を解する場合だけではない。すべて読書の方法というものは、自分の心を空しくして、先達観をもたないで、その書物の世界に没入してゆきながら、この本は何をいっているのかと考えて、その意味を十分にくみとらなければならぬ。近頃の人間が書物を読む場合をみると、ほとんどがその書物を自分の尺度にあわせて読んでいる。その意のあるところを読みとろうとする態度ではない。僕がみるどころ、力のある人でも、書物を解釈するときこじつけをやる人が多い。すべて書物の意図するところを読みとろうとしない弊害である。しかしまた、見識のない人間は、書物を信じ過ぎて、その一々の辞句に拘泥するなど、活きた眼を開いて活かした読み方をすることができないという。また別の弊害も生んでいる。この個所の意味は、自分で工夫しなければならぬことで、言葉で口に出して伝えることは難かしいことだ。まずまずのところ『忘るなかれ、助けて長ぜしむるなかれ』と『公孫丑』に教えた孟子の言葉の意味を考えて悟るがよからう」

社会党大会にのぞむ

一

社会党大会の課題は大きく重い。社会党の任務は、勤労諸社会層に「歴史の発展法則」をさし示し、日常あらわれる諸現象から政府・自民党、独占という勤労諸社会層の共通の敵を暴露し、彼らへの憎悪を植え付け、勤労諸社会層に社会党とともに歩む揺るぎない自信と確信、そして士気と勇気を鼓舞することである。そのためには、はっきりとわかりやすい方針を確立し、その方針のもとに国民の先頭に立って、粘り強く、献身的にたたかうことがなければならぬ。これを欠くとき、勤労大衆の社会党への期待は、政治への不信と不満となり、ファシズムの主体的条件をつくることになる。

大会方針案には大会の任務が三つ揚げられてある。

「第一、八三年政治決戦の重大な意義を全党で確認し、反撃の体制をととのえ、反核・平和運動、地域生活闘争、民主主義闘争などの諸闘争を選挙勝利の運動に結びつけ、今日から直ちに全力をあげて勝利への闘いを展開すること。第二、運動のなかで党の主体性を強め、百万党建設、『社会新報』日刊化、党改革をおし進め、国民共有の財産として強大な党建設をめざすこと。第三、八三年政治決戦勝利のうえにたって展開する『八〇年代の展望と党の路線』を全党で確認し、国民の前に提示していくとともに、日本の土壌に適した将来の社会主義像の提示、党綱領と道の調整など理論センターの第二、第三の課題について全党の民主的討議を開始し、全党員の手で党の活性化にとりくむこと」

大会方針案は、当面する(1)護憲・反軍拡、(2)反行革、(3)労戦の右翼的再編成阻止・国民春闘再提議、(4)国民生活擁護といったもつとも緊急、切実な課題に込えているであろうか。その前提となる世界史の発展傾向から検討してみよう。

二

「国際情勢」は、泥沼のようによごんだ左右均衡の精神で書かれている。資本主義もだめなら社会主義もだめ。そこからは、狭量な民族主義しか生まれない。どうして世界史の発展法則に確信がもてようか。階級敵、政府・自民党、独占は「社会主義の発展から自由主義体制を死守する」ことを至上命題としているというのに。これではたたかう前からまけてはいえないか。

「国内情勢」についても同様だ。政治反動、行革、教育反動、防衛力増強、農業破壊、増税、クビ切り、失業、これらすべては敵階級の思想攻撃、組織破壊攻撃をともなった「資本主義死守」の諸政策だ。これでどうして、資本主義もだめなら社会主義もだめといった民社・同盟流の「三反主義」で立ち向かえようか。

「反動、反国民への傾斜をつよめている鈴木内閣のもとで、公明、民社など中道諸党は、結束を強めて中道勢力の影響力をつよめようとしています。民社党に続いて公明党は、現実路線と称して『日米安保条約の存続』や『合憲とする自衛構想』を大会で決定しました。

これは、自民党の軍事増強に手をかし、さらに自民党の企図する明文改憲に利用される恐れがあります。わが党は、公明党が立党の精神である憲法三原理のもとに、危険な軍事大国化への道を阻止するため、今後とも幅広い戦線をくんでいくことを期待します」。

と、公明、民社の政策が批判されている。「護憲の党」のあたり前の態度である。だが、まだ公明に後髪を引かれている。なりふりかまわず「非武装中立」「戦争反対」「護憲、平和」を主張すべきである。

反動化傾向に手を借してきた商業紙ですら「（社会党は）きびしさにたじろがぬ野党精神と鮮明な政治姿勢」を示すことが、「発言力の強化、ひいては野党再結束にもつながる」（朝日、八二・一・一七）と書かざるをえない情勢だからである。「社会党の主体的力量の強化」は、このような態度と方針から育まれるのではない。社会党への批判といらだちを解消し、政治への信頼をとりもどす道ではないか。

三

「反核・平和運動、地域生活闘争、民主主義闘争を軸に八三年政治決戦勝利をめざそう」と副書された「たたかいの目標」では、「非核・軍縮国際会議（仮称）」の開催、「護憲の国民大連合」結成が掲げられている。立派な方針である。ただ、欠けており、不足しているのは、この方針を実行する力、精神である。運動は方針が活字になったときから始まるものであることが銘記されねばなるまい。

方針を行動に移す活力はどこから生まれるか。労働者階級、とりわけ総評傘下組合員の活力である。燃えている職場ほど社会党への結集率が高い。全林野は約八〇%の組合員が社会党を支持する。自民党を支持する者はわずか一%にも満たぬ。鉄鋼労連では自民支持一六・六%、民社支持一七・四%、社会党支持は三三・九%にすぎぬ。それでも一般の世論調査よりは多い。社会党の主体性強化の第一の方策は、社会党を支持し、寝食を忘れ、身体をこわすまでに活動する全林野のような公労協、公務員、民間の組合員の自信と勇気を鼓舞することだ。そして士気を高めることだ。それには労戦の右翼的再編成反対、国民春闘再構築、行革反対の指針をハッキリと示すことだ。新しい「労戦統一」は憲法改悪から軍拡路線まで認めた組織である。だからこそ、自覚した組合員、知識人は創意、工夫をつくし、「労戦の右翼的再編成反対」に立ち上がり、「左翼パネ」を発揮するまでの反撃の力となったのである。その労戦の右翼的再編成と行革とであることは同盟の方針案でも明らかだ。

「たたかいの総括」で、「労戦統一」については、九月に全国会議を開き、情勢認識および基本的態度について討議し、総評・中連・新産別および多くの単産が統一のために努力している現状に『基本構想に対する補強五項目』を含めて理解をもちながら労組間共闘、中小、未組織労働者を含む共闘の前進やそれとの連携活動を拡大し、労戦統一に側面から協力していくことを確認しました。私たちは、こんご党と連携し協力する『労組の多数派』形成を積極的に推進し民間労組を中心に『社会党を強める会』を組織しながら労組への影響力を支持基盤を拡大していかなければなりません」「行政改革をめぐる闘いは、『財界主導反対、国民のための行財政改革推進本部』のプロジェクトチームを編成し、党政審を軸に学者、専門家の協力を得ながら全機能をあげてとりくみ、全国各地でのシンポジュー

ム等を通じて広く国民の声を求め、六月、中間報告『国民のための行財政改革を目指して——平和・福祉・分権の行財政システムの確立』としてまとめ、臨調—政府案と対決したのであります」「党はまた通常国会、臨時国会を通じ、仲裁裁定と人事院勧告の完全実施をかちとるべく政府の違憲行為を追求し不利な条件のなかで、ほぼ目標にちかい成果をあげることができました」。

と述べられている。この総括に満足し、賛意を表明する労働者がいるだろうか。

さらに「たたかひの目標」第二項「(4)八二春闘を闘いぬき、広範な労組との協力関係の強化」で統一準備会について、「民間労働者の今日的な要求の実現をめざすものとして評価」し、「側面的に協力する」といわれているが、このことは、「たたかひの目標」第一項と根本的に矛盾するものであろう。くり返すが、統一準備会の基本構想は同盟路線、つまり「軍事力増強路線」そのものであるからだ。いったいこれで、「八三年政治決戦勝利」の活力、勇気と自信をくみとれるだろうか。

四

さらに重大なのは「党建設」第三項「党改革の推進」で、「本年度は、一九七八年三月の第四十二回定期全国大会の決定にそって、七月をめどに、社会主義理論センターに『社会主義像』についての論点の答申を中執に提出するよう求めます。この論点整理と『八〇年代の内外情勢の展望と社会党の路線』によって、中央執行委員会は、『道』と『綱領』の調整・整理のための論点を明らかにし、一九八三年政治決戦を前に、作業を完了する予定」と、ここだけひときわ断定的に述べられていることである。

中執原案『八〇年代の内外情勢の展望と社会党の路線』は、「中間報告」について全党的討議がおこなわれたにもかかわらず、基本的な点(1)参加・介入路線、(2)国家論の歪曲、(3)平和革命の否定、(4)科学的社会主義の否定—は何一つ修正されていない。これは党内民主主義のあり方にかかわる問題であらうし、『道』のバックボーンをなす科学的社会主義の否定は、必然的に統一準備会への「側面協力」ではなく、全面協力の道へ社会党を墮落させるものとなろう。そうであるだけに、『道』の改悪につうずる「中執原案」、そして第二、第三の課題について、活発な論議が必要なのである。

五

岩井章氏は最近の小著『労働運動の右傾化に抗して』で、「最近、私がおおいに気にかかった言葉は、八一年秋の国会(衆議院)で行われた自民党古井喜美代議士の二五年勤続の感謝演説の中の『戦争の危険が漂っている』という言葉である。自民党の、それもかなり古手の代議士がそういうのである。決して樂觀できない状況だといってよい」、「政治の季節がそこまできている」と断言している。

「政治の季節」に備え、八三年政治決戦に勝利するためには、社会党は何よりも、政治反動、防衛力強化、公労協・公務員組合への攻撃の物質的、主体的条件をなす行政改革を体制的合理化とはっきり位置づけ、「参加・介入」路線ではなく、反合理化の抵抗闘争を大衆的に組織し、運動をつうじて反撃を準備することである。そのための論議が望まれない。

「社公合意」と公明党の新方針

安保・防衛政策を一八〇度転換

公明党は、去る一二月東京・九段会館で開かれた第十九回党大会で、これまでの安保、自衛隊にかんする基本政策を、一八〇度転換する新運動方針を決定した。「安保条約の存続」と「自衛隊合憲」を基調とする同政策は、その詳細において、政府・自民党が今日まで押し進めてきた防衛構想と、ほぼ完全に一致する内容となっている。同党の竹入委員長は、大会あいさつのなか、「この大筋は、今後動くことはない」と言明したといわれる。もし、この発言のとおりであるなら、先に社会党と公明党間で合意した「社公政権構想」は、これをもって事実上その効力を失ったものと言わざるをえないだろう。いかなる連合政権を構想するにしろ、外交・防衛というもともと基本的政策において、一八〇度方針を異にする政党間の連合ほど、非現実的なものはないからである。かりにそうした点をうやむやにし、なおかつ連合を求めるとするならば、それは連合ではなく野合であり、決して広範な国民大衆の支持をえることはできない。

そこで、以下同党の新外交、防衛政策と、自民党の外交・防衛政策との類似性について明らかにするとともに、公明党が今回の政策転換にいたった動機について考えてみることにしたい。

有事体制研究、治安出動も「合憲」

まず日米安保条約にかんして今回の八二年基本政策は、「日米安保条約に対する現実的な対応」と題する項目を設け、「日米安保条約が日本の安全保障において一定の抑圧的役割を果たしていることは否定できない現実です」、「今日の国際情勢の現状においては、日米間の友好を維持し、わが国の平和と安全を確保するために現実的な対応として、日米安保条約の存続はやむを得ないものと考えます」との見解を打ち出している。

八一年の基本政策が「一切の軍事同盟、軍事ブロックに加わらない立場が望ましいものと考え」、「日米安保条約を解消し、日米友好不可侵条約が締結され、さらにわが国の等距離完全中立をめざします」としていたのに比べれば、今回のさま変わりがよりはっきりするだろう。

こうした点は、自衛隊にかんしても同様である。自衛隊にかんする公明党の位置付けは、今日までかならずしも一貫したものではなかった。しかし、それでも八一年の基本政策では、従来からの「現行の自衛隊は違憲の疑いがある」との立場を踏襲し、「現在の自衛隊を改組し、日本国憲法の許す必要最少限の領域保全能力に任務限定した国土警備隊とします」としていた。

それが今回は、「憲法が認める自衛権の裏付けとしての『能力』について公明党は領海・領空・領土の保全に任務を限定した領域保全能力が妥当であると考えます。この領域保全能力が公明党の合憲とする自衛隊構想です」と述べるとともに、「この総合的立場で現在の自衛隊をみたと、公明党の領域保全能力と共通する要素が多い」というふうに変化した。

この他、今回の基本政策では、八一年にみられた「平和憲法を守り、政府の防衛

力増強に反対」「有事立法に反対」「米軍基地を撤去し、住民福祉のために跡地を利用」などの項目が軒並姿を消し、代わって「国民合意の現実的な安全保障の確保」、「日米安保に対する現実的な対応」、「憲法下での領域保全能力の保持」といった項目が新たに登上した。とくに注目すべき点は、自民党・政府が進めている「有事法制研究」についても、「憲法に自衛権と自衛権の行使を認める以上、その行使にあたつての態様について、政治は国民の不安を除去し、国民的な支持を得ておかねばならない。こうした立場で公明党は、国会でのオープンな論議を前提とした研究・自己否定するものではない」との立場を明らかにしたことである。さらに、大会では、代議員の質問に答えるという形で、市川雄一党安全保障部会長から、自衛隊の治安出動も合憲であるという趣旨の答弁があったことも付け加えておかねばならないだろう。

自民党の政策とちがうというが

こうした範囲で見ると、公明党が今回決定した新政策は、今日自民党が押し進めている安保、防衛政策と何ら変わらないように見える。しかし、当の公明党は、こうした党内外からの指摘にたいして、あえて「自民党との立場の違い」として、次の三点を掲げている。第一に「憲法擁護の姿勢」であり、第二に「非核三原則を守るという姿勢」、そして第三に「自衛隊は領域保全の任務に限定する」ということである。

しかし、安保条約の存続を認め、自衛隊を合憲とするなかで、こうした姿勢がどれだけ「自民党の立場との違い」を意味することになるだろうか。たんに言葉上の問題であれば先の三点は、鈴木首相が常日頃国民にたいして約束してきたこととまったく違わないのである。

たとえば、ここに公明党が、今回の政策転換を前に作成したパンフ『新安全保障政策二〇問二〇答』というのがある。そのなかで「非核三原則をいながら、核の抑止力に頼るのは矛盾ではないか」との問を自ら設定し、市川党安保会長が次のように解答している。

「非核三原則の立場に立ちながら、米軍の核抑止力に頼るのは、矛盾ではないかという狭義の上での質問なら、四千キロから一万二千キロといった核兵器のもつ射程距離を前提とすれば、米国の核抑止力というのは別に日本の領海、領空、領土に核兵器がなければ成り立たないという性質のものではない。またある意味では地球の規模のものですから全く矛盾はないといえます」。

戦争政策の元凶はレーガンと日米安保

しかし、これがまったく詭弁に過ぎず、それこそ「現実」を無視した見解であることは明らかである。なぜならば、今日の世界平和を脅かしている最大の元凶は、欧州における反核運動の高揚に見るまでもなく、米国の自国を聖域下に置きながら、しかもなお核戦争をたたかい勝利しようとする新核戦略、すなわち限定核戦争論の正式採用に踏み切ったことにある。そして、これを可能ならしめるための戦域核兵器の配備問題は、先のロング米太平洋軍司令官の発言にもあるように、たんに欧州のみならず、早ければ今年中にも、第七艦隊指揮下の艦艇にたいする水上、水中発射可能な巡航ミサイル、トマホークの配備という形をもって具体化しようとしているのである。

このように、今日の米核戦略政策の新たな展開は、公明党の現状認識とは反対に、「日本

されようとしているのである。言いかえれば、今日の日米安保が進もうとしている方向と、「非核三原則」とは、以前にもまして鋭い矛盾となって国民の前に突きつけられているのである。

また、今回の政策で公明党は、自衛隊が「領域保全」の任務に限定される以上それは合憲であるとの立場を表明した。しかし、その「領域保全」とは何かをよくよく注意して読んでみると、「ありうべき戦場を領海、領空、領土ならびにこれに接続する海・空域に限定する」とある。しからば「接続する海空域」とは何か。ここで思い出すのは、政府が「わが国の領域及びその周辺・海・空域の警戒監視」と称して、その防衛圏を、米国のいう西太平洋地域、すなわちフィリピン以北、グアム以西の海、空域にまで押し進めてきたという現実である。

さらに、今回の政策では、「領域保全能力」の見地からみた「装備構想」までがごていねいに示されているがじつは、そこに列挙された「バッチおよびレーダーシステムの充実」や、「哨戒、警戒機の充実」、「各種対空ミサイル」の充実などは、いずれも防衛庁が、次の五六年度中期業務計画において装備を目指している目玉商品ばかりであるということである。こうした点を考え合せたうえで、なお今回の公明党の新政策の中味に、「自民党の立場との違い」を見い出すことは、事実上不可能に近いといつてよいだろう。

「はじめに政権交代ありき」

このように、今回公明党が提示した新外交防衛政策は、今日までの自民党・政府の押し進めてきた防衛政策と、基本的に何ら異なるものではない。それでは公明党は、「いまなぜ安全保障政策の見直し」に踏み切ったのだろうか。

この疑問にもっとも素直に答えているのが、代議員の質問にたいする市川党安保部長の次のような言葉である。

「政権交代のうえで一番障害になるのは、国民の側から見ると、日米安保条約は即時廃棄だとか、防衛・外交という国の基本にかかわる問題で、与野党の間で政策が百八十度も違うことだった」(『公明新聞』八一・十二・四)

つまり、はじめに政権交代ありき、である。安保・自衛隊政策の転換は、その意味からすれば必要に応じて後からとってつけられたに過ぎない。「いかなる政権を目指すのか」ではなく、「いかに政権をとるのか」という論理がそこにある。そのためには政策上の整合性も一貫性もたいして問題ではないというわけだ。それが今日の公明党の、「現実的対応」の中味である。

政権構想でも「自民」との連合を示唆

公明党は、今回の党大会で、外交、防衛の基本政策の転換と合わせ、連合政権構想についても、従来の「大ワク社公民」に加え、将来「新たな選択」もありうることを明らかにした。この「新たな選択」が、保守との連合を意味することはいうまでもない。

こうした路線を進む公明党が、先の「社公連合政権構想」に何を期待しているかはすでに明らかである。そうである以上、社会党はいまこそその効力を失った「社公政権構想」をはっきりと清算し、党員及び国民にたいして当面する反軍拡、生活防衛に向けたたたかう方針を、はっきりと指し示す時にきているといえよう。

(田) 民社・同盟の方針については第一四七号を参照されたい。

日経連『労働問題研究委報告』批判(一)

神と神官

敵・独占の攻撃は具体的、実践的、長期的で、驚くほど統一されている。彼らが知的に優れているからではない。資本という「価値増殖の神」に仕えていることによる。

「経営者の目標は自己の所得の増加よりも企業の成長発展にある」(八二年版『労働問題研究委員会報告』、六頁)。

この言葉ほど現代の資本家階級のあり方を赤裸々に示すものはない。彼らは、これで「日本に階級対立がない」ことを論証したつもりかもしれない。本質は逆である。向坂逸郎氏は論文『日本独占資本について』で、すでに現代の資本家階級の本質をこう述べている。

「資本主義は、人間労働の搾取形態を資本で示し、搾取労働を剰余価値として言いあらわした。資本は、人間労働の搾取関係という人間の社会的関係である。剰余価値を取得しない、いいかえると価値増殖しない資本は資本ではない。だから、資本主義は、価値増殖つまり人間労働の搾取を自己目的としている。人間のために、富の生産があるのではなくして、剰余価値のために、おごさつぱに不正確な言葉でいわれるように、利潤のために、金儲けのために、貨殖のためにあるのである。

ここでは、人間は、資本という価値増殖の神に仕えている。貨殖は神の絶対命令なのである。それは当然なことであつて、疑いを許さないものとなっている。資本という人間関係が、人間のかなたにある物神としての存在を露骨に示すようになればなるほど、資本主義は完成されているのである。神は、人間のかなたにある存在として、神殿の奥深く鎮座するほど、進化したことができる。人間は神をつくつて、これを天国の一角に追放する。かくて、神は、いろいろな欲望をもつ人間どもから隔離された存在となるほど、神性を完成する。ただこの際、『天に口なし、人をもつて言わしむ』という言葉を出す必要がある。神そのものは、人間を支配する実力は、実は、ないのである。神殿の奥に鎮座する剣や鏡は、自分で動くことはできない。その支配力は、神の掟にしたがつて神官を通じてしか発動されない。だから、神の名において支配するのは人間であるにすぎない。神の名において人間に指図するのは、掟にしたがつて、人間を支配する神官である。神は自由であるというが、実は人間のつくつた掟でしばられている。人間をしばる掟が絶対化されたものが神である。

資本という神も、人間によってつくられた。資本所有と経営の分離という言葉でいい表わされる事態は、神と神官との関係によく似ている。資本所有が、『経営者』から分離するほど、資本として完成される。しかし、資本は自ら命令し指図することはできない。この命令や指図に、人身的恣意のほゆる余地があるほど、資本には非合理性が影響し、資本本来の性質からでなく、人間の恣意から滅亡したりする危険がある。『しにせ』が三代目の道楽で倒産するのは、古い型の資本である。

資本も、それ自身の中に倒産する性質を含んでいる。しかし、その破滅は、ある場合起るにしても、資本の論理そのものからくるものでなければならぬ。したがって資本は、その性格から、できるかぎり人間的要素、感情的行動を排除する。資本所有から『経営』

が分離する必然を、資本そのものが含んでいるのである。資本所有は、貨殖を意味している。貨殖なき、さらにできるだけ大きな貨殖なき資本所有は、無意味である。しかし、資本所有には、まだ人間的要素がまつわりついている。資本所有者の個人的貪慾は、時として資本そのものの破滅を意味することがある。資本は、このようにして、すべての個人的欲望からはなれて、資本として厳存する要求をもつようになる。資本所有者個人の欲望を抑えて、資本そのものの存在を確保することが要求される。資本が自主的な存在に転化される。そしてできるだけ、人間的要求に邪魔されないで、自己の論理を貫こうとする。そのためには、『経営者』の存在が必要になってくる。『経営者』とは、できるだけ資本の純粹な論理をおしすすめる資本の神官である。

したがって、『経営者』は、資本との利害関係にうとくなくなるという考えほど誤りはない。逆である。資本の純粹な論理を、したがって価値増殖（いいかえると人間労働の搾取）をまもり、維持し、発展させようとする努力に、『経営者』ほど熱心な者はいない。かれらの存在そのものが資本の論理を純粹に貫くという職務によるものだからである。

資本所有が、個人所有より法人所有に集中し、巨大資本が、株式をお互いに持ち合っている現象が目立っている。このような事情のもとで、戦後いわゆる『経営者』の出現に、特別の意味をもたせ、資本主義がその性格を変更させつつあるかのような錯覚をもたらしている。この錯覚の上に、いろいろのイデオログが現われて、資本主義弁護論を展開している。

株をもった、または株をもたない『経営者』が、かりに、巨大所有者に発展しないと考えるても、かれらは、『経営』そのものを指導し、支配しつつあることは変りはない。

生産手段の所有者を資本家ということは、法律的にのみ考えらるべきではない。要は、この所有形態を通じて誰が支配するかという点にある。生産手段の所有が、株式所有を通じて銀行その他の金融機関、事業会社の手にあっても、これが私有である点には変りはない。この私有は、その貨殖を『経営者』の手で行なわせる。『経営者』は価値増殖という資本の本質から外に出ることは許されない。その限度内においてのみ『経営者』なのである。

資本は、価値増殖する価値である。資本の価値増殖活動が、資本所有者の個人的欲望から解放されることは、資本が本来もっている論理の当然の帰結である。この論理の『すじ』をとおすことが『経営者』の論理である。『経営者』の『すじ』は、価値増殖、すなわち人間労働の搾取から離れることではなくして、人間労働の搾取をますます非人間的に遂行することである。そして、この人間労働の搾取が、個人所有者の人間的欲望から、つまりその消費慾から、一般化し抽象化するほど、価値増殖する価値としての資本の本質に近づくのである。このようにして、人間関係のつくりだした非人間的存在としての資本の本質は、『経営者』による経営によってもっとよく発揚される。『経営者』による経営によって、資本の物神的性格が、最高の姿を見せる。だから、『経営者』は、個人的資本家に比べると冷静であり、冷酷である。資本主義の限度内で可能な一切人間関係から抽象された『資本』を代行するからである。

だから『経営者』による経営は、資本の増殖そのものを自己目的とするから、株主に対する配当は、最少限度にとどめられることを旨として、企業そのものの中で、蓄積され、企業そのものを拡大し、より高い価値増殖を目指す。何のために価値増殖するかは、資本弁護のためにイデオログたちがそれぞれの場合に、適当に説明すべきものではあるが、資本そのものは、価値増殖、さらに価値増殖、ということのほかに目的をもたない。資本は人間的目的をもつことを拒否している。企業を維持し、企業を拡大し、さらに価値増殖するほかに意味はない。

したがってまた、資本の存続と蓄積が必要とする『生産性向上』の要請がある場合には、人間（働く意志と肉体をもつ労働者）の『首切り』をやらなければならぬ。経済不況が、人員整理を要求する場合には、これも資本の存続と蓄積のために遂行されなければならない。現にこの要求にしたがって六十万に近い完全失業者が生じている。それは『経営者』の手柄からくることではない。『経営者』がどんなに『人格者』であっても、資本が要求する場合には、この命令に従うほかはない。そうでないと、資本は自らの滅亡をもって、これに復讐する。あるいはこの『経営者』そのものを『首に』する。それは、株主総会の名をもってすることもあろうし、この企業に金融した銀行の名をもってすることもあろう。いずれにしても、天に口なく、人をして行なわしめる。資本そのものが、資本の利害をまもる別の『経営者』を選びだす。

『経営者』の抬頭によって、資本主義そのものの性格が変わるのではなく、逆に資本の純粹な性格があらわに示されてくるのである。資本の非人間的性格が、ますます明確に姿を現わすのである。

この現象は、本来資本に内在する性格がいわば純化してくるのであるから、資本主義の発展とともに、その傾向を示している。戦前の日本資本主義にも現われていた。日本の最大の財閥である三井においても、三井家族員は、だんだんひな壇にならんで消費生活をするだけであって、三井財閥の実力ある支配者は、その大番頭どもであった。この大番頭という『経営者』たちは、たんに資本の所有者として三井家なる資本所有者と利害をともにしていただけでなく、三井財閥の存在と発展そのものに、その生涯をかけていたのであって、そこにはもはや三井家族の個人の影はうすれはじめていたのである。三井家のための三井財閥ではなく、価値増殖する三井財閥そのものための三井財閥であった。それはちょうど、封建制下における士個人が『家』を存続させるためには、時として自分の命を自殺によって断たなければならなかったのに似ている。家は人間のためには、人間は無となる。個々の人間から切断されて、社会的抽象的形態で資本が自己目的となる。

『株式会社』においては、機能が資本所有から分離され、したがって労働も生産手段および剰余労働の所有から全く分離されている。資本主義的生産の最高の発展のかような結果こそは、資本が生産者の所有に、しかもはや個別的生産者の私有としてではなく、結合された生産者たるかれらの所有として、直接の社会有として、再転化される途上の必然的な一通過点である。また他面では、従来はなお資本所有と結合されていた再生産過程における一切の機能が、結合生産者の単なる諸機能に、社会的諸機能に、転化される途上の通過点である（『資本論』岩波文庫版、第十分冊、一八二—一八三頁）。

マルクスは、株式会社の性格をこのようにのべ、『それは資本主義的生産様式そのものの限界内における、私的所有としての資本の止揚である』（同上、一八一頁）といっている。エンゲルスは、さらにこのところで、独占資本の展開するこのような『止揚』について追加している。

しかし、独占資本の支配する今日の資本主義で、銀行その他の金融機関と産業資本との、株式所有、金融、人的要素をもってする結合、独占的巨大大資本が、相互的に株式を所有し合うことによって生れる結合、この縦横に錯綜した社会的結合、この結合を担う『経営者』の資本所有からの相対的独立性、逆にいえば、このように結合した『社会的』資本の個々の人間からの相対的独立性、等々の状態を、マルクス・エンゲルスがみるならば、『また他面では、従来はなお資本所有と結合されていた再生産過程における一切の機能が、結合

生産者のたんなる諸機能に、転化される途上の通過点』が、このように明瞭に現われたことに驚嘆するであろう。そして、われわれは、株式会社の少年時代にその性格を把握してその社会的性質の展開を予言することのできた天才の理論的洞察力の前に頭のさがる思いがする」。(『マルクス経済学の基本問題』岩波書店、三六四～九頁)。

生産性基準原理の提唱

独占が「生産性基準原理」というまやかしの賃金論を唱えるのも、このゆえである。「生産性基準原理」誕生の背景を『日経連三十年史』はこう述べている。

「日経連が『生産性基準原理』という用語を使いはじめ、これを賃金決定方式に導入する必要を認めるようになったのは、四十四年八月の日経連トップ・セミナーからである。このとき、熊谷尚夫・阪大教授らから、賃金問題に合理性を与えるため、生産性概念を考慮すべきだとの問題提起があり、同セミナーの経済分科会(議長＝篠島秀雄・三菱化成工業社長)で、物価安定と経済成長を両立させる賃金決定原理として、生産性基準を取り入れるということで見解が一致した。これが同年十月の日経連臨時総会、十一月の常任理事会に受け継がれ、さらに『生産性基準原理小委員会』を設置することへ進んだのである。

賃金決定に関する生産性基準原理の考え方、とくにその理論的見解を、日経連として最初に明示したのは、生産性基準原理検討小委員会が四十五年十月に発表した報告書(第一次)においてである。この専門委は主査を今村久壽輝・日本化薬取締役(勤労部長)、副主査を川東友義・日本セメント取締役(人事部長)とし、ほかに各企業の勤労・労務・人事を担当する部課長二〇人の委員をもって構成した。この報告書にもとづいて、日経連は以後、春闘の賃上げ対策に取り組んでいる。

ついで四十五年十二月十六日には、財界の調査研究機関たる日本経済調査協議会が『経済成長と物価・賃金に関する基本分析』(いわゆる『大川レポート』)を発表した。わが国のインフレは『賃金、物価の悪循環によるものではない』として、『所得政策は現状では採用すべきでない』と提言したのであるが、これが大きな反響を与え、経営側からも異論が出るなど、早くも波乱を生じたのである。

この四十五年になると、日経連は労働力需給の本格的な逼迫が到来したこと、わが国の賃金水準は四十三年にイタリアを追い越しフランスなみとなったこと、生産性と賃金・所得の不均衡から、七〇年代を迎えてコスト・インフレ問題が表面化し、わが国でも、経済成長と物価安定の両立が最大の課題となったことを強く訴えた。これより先、毎年の春闘に対し、実践的観点からは年初の一月の常任理事会で賃金対策の申し合わせを行ない、経営者としての結束を強化するという慣行も引き続いて継承されてきている。四十三年には、『一部の高収益企業の(賃上げの)決定が相場化し、他に影響を及ぼす』ことを警戒して、『自主決定』の基本線を放棄しないよう求めた。そのため『大企業の意思疎通』をはかることも申し合わされた。だが、先行大企業の賃上げが、結果的に大勢をリードする傾向は、容易には改まらず、四十四年も、『一部先行大企業の高額決定がそのまま強く全般に影響を及ぼす』こと、このため『中小企業の多く』が「窮地に陥る」ことを考え、あえて大企業の『自覚』を求めるという申し合わせがなされた。さらに遡れば、四十三年は春闘共闘委が『中核先行方式』をとった年で、全国金属、合化労連などの中堅組合が先行ストに入り、そのために妥結結果は大手平均五、一七九円、率で一三・三％(日経連調べ)となり、日経連のアンケート調査では、全体の五一・七％の企業が『同業他社の賃上げ』を妥結基

準にしたと答えている。同年十月二十四日の日経連臨時総会で、『前年プラス・アルファという労働慣行が、いつの間にかでき上がってしまった』（労働情勢報告）といわれたゆえんでもある。

四十四年には、日経連は前述のような申し合わせをしたが、同年からが『一万円要求』の開幕となり、これを『掛け値なしで取る』（春闘共闘委）というふれ込みだった。賃上げの経過をみると、同年はすでに三月初旬の段階で、新聞・民放などのほかに、金属機械・化学の中小企業が高額回答を行なったのである。それが四月後半に『地域相場』として、影響を与えた形跡も否めない。金額で最高を獲得した総評の全国金属は、平均七、五七七円に達し、一般産業の妥結額平均も、前年より台代わりして六、〇〇〇円台となったが、支払能力からみると、『異常に高い』または『かなり高い』賃上げになったと答え、警戒心を示したのも特徴である。

日経連が正式に生産性基準原理を打ち出した四十五年は、七〇年安保闘争の年でもあったが、春闘のストは前年より三割も減少した半面、総評が『一万円』を妥結目標としたこともあり、大企業平均では、ついに九、〇〇〇円台を突破した。生産性基準を守りきれなかったのは、七〇年安保を控えた政治的関連とともに、連続八期に及ぶ増収・増益という大型好況が作用したことも否めない。同年の鉄鋼回答は七、四〇〇円だったが、それよりも、前年比で二、一〇〇円高めたことが、むしろ相場のなメドにされた観がなくはなかった。さらに、いわゆる西高東低型といわれ、とくに関西で機械金属の成長産業を基盤とする全国金属が、統一闘争の圧力をかけて、パターン・セッター的役割を演じている。

同年十一月六日の日経連臨時総会では、早川専務理事から、春闘十数年の経過をかえりみて、『組合対策』の戦術観点では限界があり、そこから脱却して、第一は『労働力問題』を解決する視点に立ち、第二に『賃上げに対する旧慣行打破』へ進むべきだと提案したが、経営側の対応もマンネリ化の傾向を免れなかったという見方も強かった。生産性基準原理を、『業界ごと』に共同して、『一本筋の通った』もの、すなわち業種別の具体的基準として固めることの必要も、このとき強調された（『日経連三〇年史』、五三九―四三頁）。

生産性基準原理の大宣伝

この『生産性基準原理』が具体的、実践的方策としてキャンペーンされたのが、七四年いらいの『大幅賃上げ行方研究委員会』『賃金問題研究委員会』『労働問題研究委員会』の各報告であり、その意義を『日経連三〇年史』は次のように述べている。

「日経連が『大幅賃上げの行方研究委員会』を『賃金問題研究委員会』と改称（五十年九月）して、第二回報告を発表したのは五十一年一月のこと、副題には『実質賃金と雇用の維持拡大のために労使協力を』とうたった。インフレ脱却とともに、雇用確保を賃金問題の前面に出したのである。賃上げのあり方としては、(1)名目賃金を上げて物価が上がつては、実質賃金は必ずしも上がらないから、これを避けるため実質賃金の向上を最優先すべきこと（生産性に見合った賃上げ）、(2)国際競争力に支障を生ずるような賃上げは行わないこと、(3)インフレを生ずるとき賃上げは避けること――を主張した。

ガイドポストについては、すでに前年の報告で、『五十一年以降は一ケタ台の賃上げガイドポストを設ける』ことになっていたことから、『（この）方針にもられた基本認識を変更する要を認めない』としただけでなく、『産業によつては賃上げ休止の場合もあるうし、賃上げするとしても一ケタ台が精一杯というところ』と述べたのである。マスコミはこれを『賃上げゼロから一ケタ』のガイドゾーンと報じた。

賃金問題研究委員会の第三回報告(副題『インフレ防止と雇用拡大に労使協力を』)は五十一年十二月に出されたが、これはいうまでもなく五十二年春の賃上げ交渉に備えたものである。ここでは賃金決定三要因(支払能力、労働需給、消費者物価)のうち、労働需給はゆるんで人手過剰きみとなり、海外要因に負うところの多い物価上昇を全部賃上げでカバーするのは、経済整合性を欠くとし、結局、支払い能力が賃金決定の基本にならざるをえないことを説いた。これを具体化したものとして、『提言』としては、マクロの立場から、『年間実質経済成長率を基準とする程度の賃上げに止めるべき』こととあわせて、『三年程度の有効期間をもつ賃金を含む労働条件を研究する』努力とその必要性を訴えた。研究委員会報告は以後も、五十二年十二月および五十三年十二月に発表されたが、雇用重視の考え方がますます強まり、五十三年の報告も副題は『総力をあげて雇用問題の解決とインフレ防止へ』とうたった。それがしだいに成功して、賃上げ率は日経連調査では五十一年および五十二年とも八・八%にとどまって懸案の一ケタとなり、これが五十三年に五・八%まで低下したことから見ると、事態の変化は自ら明らかであろう。一五%以下のガイドポスト提示から始まった狂乱物価鎮静化および賃金決定正常化の方向は、こうして定着してきたのである。

このため日経連が傾注した努力とPR活動も、特記すべきものがあつた。四十九年に発表した最初の『大幅賃上げの行方研究委員会報告』は、計六万八、六六二部が発行され、経営者のみならず、政府関係、言論界および労組側にも広く読まれている。さらに櫻田会長、松崎専務理事以下、日経連政策委員、各特別委員会委員長および日経連事務局のメンバーが、同年末から翌五十年四月ころの賃金交渉時まで、全国各地を飛び回って、趣旨の徹底をはかったのである。以後、この精力的な活動は毎年繰り返された。五十一年十二月中旬から五十二年四月中旬までを例にとると、全国で二五〇回に上る説明会が開催され、その聴講者は計二万八、五一三人に上り、研究委員会報告書の頒布部数も計一万五、三〇〇部に達している。続く五十二年十二月中旬から五十三年四月中旬の場合をみても、説明会二七〇回、聴講者三万三、一〇四人、報告書頒布一二万五、四三六部という数字が示すように、寧日なきキャンペーンを展開したことがわかるのである(同、六三三―五頁)。

全面的な思想攻撃

われわれの注意しなければならぬのは「生産性基準原理」の適応の仕方である。『大幅賃上げの行方研究委員会報告』『賃金問題研究委員会報告』では、賃金引き下げのため労使関係への浸透に重点がおかれた。『労働問題研究委』と改称された一九七八年いらい、たんに労使関係だけではなく、賃金を決定する経済的、社会的、政治的条件にまで視野がひろげられ、それとともに「階級意識の根絶」が前面に掲げられていることである。つまり、独占は企業内における「生産性基準原理」の教育を社会的、国家的に宣伝し、それを根拠に教育への発言を強めながら、軍国主義化、国家統制化の基盤にしようというのである。八二年版『報告』ではじめて「教育問題」がとり上げられたことはその証左である。

以下、簡単に日経連の『労働問題研究委員会報告』のエッセンスを紹介、批判しておきたい。(つづく)

三池労組が「準備会」参加に反対の「要請」

準備会参加は誤り

労働戦線統一問題は、統一推進会が昨年六月三日に発表した『民間先行による労働戦線の統一の基本構想』をめぐって、同盟はあくまで「基本構想」を踏絵にした選別加入、期限つきをもって準備会発足する態度を固執し、総評に迫ってきたものである。

経過としては、総評の五項目補強見解、「基本構想」をめぐる評価で対立したとはいえ、総評内における民間単産の浮き足たった情況は、宇佐美同盟会長の「これまでの団体間協議の経過を尊重する」との玉虫色の見解で、一月一四日、総評は評議委員会で戦線統一への辯明ができる糸口を見出したとして五単産が準備会に加入することで発足した。

総評が統一的指導機関としての機能をもち、戦後の階級的労働運動の主導的役割を果たしてきた経緯からいっても「民間先行」「時間差加入」ということ事態が誤りである。

八〇年代を展望した政府・独占の危機意識、支配体制の強化の過程と軌を一にして統一推進会が組織されてきたことを判断すれば、生産性基準原理、再軍備強化体制に協力する右翼的労働組合再編をねらったものであり、容易ならぬものである。準備会に加入してから、「基本構想」を変更すればよいとか、総評の全統一の態度は、同盟としても、選別、追放、排除はできないし、絶対許されないと主張しても、背後に政府・独占の労資協調主義の労働組合管理の意図がある以上、簡単に譲歩するはずはない。

そして、年明けとともに第二次加入単産の問題がおきてくる。日本炭鉱労働組合（略称炭労）の中央執行委員会はその分類的ななかにあって、総評の統一対応の方向で、五単産が加入した後の結果の情勢、とくに私鉄総連の態度を見きわめたうえで、一月二六日の中央委員会で準備会加入の態度決定をおこなうことにしている。

全中央委が反対を署名

これにたいし、三池炭鉱労働組合は(1)六〇年三池と安保のたたかい、その後の不当な差別合理化とのたたかい、三池炭鉱炭じん爆発災害にみるまでもなく生活と権利のたたかいの連続のなかで、第二組合（同盟系・全炭鉱）の果たした利敵行為・反動性は許せるものではない、(2)同盟組織は労働者の自主的集団としての機能を有していない。むしろ資本・企業の側にたった管理された集団にすぎない。そのため資本の代役としての役割（第二人事課）をもって労働戦線のなかで分裂・裏切り行為をする以外に何ものでもない、(3)御用化した第二組合（同盟系）との統一条件をつくりあげていくためには、客観的情勢を階級的視点でとらえかえし、具体的な職場における大衆闘争の血みどろのたたかいなくして成功しないことを体験してきたことである。

ところが、炭労中執が指向する統一対応で準備会加入↓協議会へすすむという統一推進会の意図の前には、炭鉱労働者のなかで、多数を占めている炭労といえども全炭鉱（同盟系）間において、政策・資金その他諸要求の闘いにおいて「基本構想」にもとづく階級的労働運動の武装解除、制約をうけざるを得ないようになることは必至である。

炭労が戦後から今日まで日本の労働運動のなかで築いてきた成果を自ら取り潰すことになる。そればかりか昨年、北炭夕張新鉱での災害で多くの仲間が殺され、傷つけられていった犠牲を無視することになるなど労働者の諸権利を排棄することにもなる。

むしろ炭労がいままで追求してきた「炭鉱国有化」の実現という際立った政治闘争の止揚をもとめられている条件のもとで準備会に加入することは、たまたかの発展を反転させ、逆に後退の道を求めることになる。

反戦・平和の闘い、「行革」反対、増税と物価高に反対してたたかう人々との連帯から眼をそむけることになる。

以上のような問題点を指摘した三池炭鉱労働組合の中央委員会（二月二五日）は、炭労が統一推進会が提唱している準備会に参加する態度を憂慮し、誤りをただすために中央委員会全員が別紙、要請文の主旨賛成の署名をしたうえで炭労中央執行委員会に要請したのである。北海道の太平洋炭鉱労働組合も準備会に加入反対を唱えている。

資料 三池労組の「要請」書（全文、一九八一年二月二五日）

きびしい情勢のなか、炭鉱労働運動前進のため日夜御健闘いただき、深く敬意を表します。

さて、日本の労働運動に多大の影響を与える労働戦線統一問題が議論されて以来、総評の混迷が深まるなかで、去る十二月十四日、準備会の発足に至る経過を、私たちは注意深く見守ってきました。そして、表面上はどうであれ、実態は、日本の労働運動を指導してきた総評の解体、弱体化を企図し、同盟主導の右翼的労働運動への再編成を狙っていることは明白であるといわざるを得ません。

翻って、炭労の場合、結成以来今日まで一貫して日本の炭鉱労働運動を指導し、六三闘争、三池闘争など幾多の大闘争のなかで、光栄ある伝統と歴史を保持してきました。

三池闘争以降私たちは、会社の苛酷な分裂政策のもと日夜苦痛を強いられながらも、総評・炭労の旗に包まれながら、頑強に生命と権利を守る闘いを堅持してきました。これら数々の闘いの中で私たちは、三池新労による苦渋を数多く経験してきました。

このような情勢の中で、同盟主導の労働戦線統一にくみすることは、両手両足をもぎ取られるようなものであり、〇〇患者・遺族にはそのおもいが一層深いのであります。

さらに、夕張新鉱の事故にみるまでもなく、現在の石炭資本は、独善的な生産第一主義・保安無視の政策を強行してきており、炭鉱に働く労働者にとって、現在ほど炭労の強力な指導性を必要とするときはありません。

資本に癒着し、右翼的な労働運動をめざす全炭鉱を、闘う炭労へ統一させることこそ今日の課題であり、この事なくして炭鉱労働者の生命と権利を守る道はないと思います。

以上の如き私たちの決意を十分に御理解いただきまして、準備会参加の方針を撤回され、同盟主導の労働戦線統一への不参加決定を、三池労組決議機関構成員の署名を添えてお願います。次第であります。

以上

日本炭鉱労働組合中央執行委員長

野呂

深

殿

三池炭鉱労働組合第八回委員会

職場実態を直視せよ

—総評『労戦統一綱領への素材提起』の検討(二)—

政策能力だけで労働条件は守れない

総評は、時短闘争を重視している。外国の労働組合から、「働きすぎ」という非難があることもあって、働きすぎをやめ、一人の労働者の働く時間を短くすることによって、失業者を減らそうというのである。

時短闘争の重視という一方で、残業が増加し、週休二日制を実現しても、ニセ時短と呼ばれるように、一日の勤務時間が増えたりしている。総評上部の方で、週休二日制など、時短のための制度要求にもとづいて、政府交渉などがおこなわれている。だが、残業が増え、一人ひとりの労働者の労働時間が増加し、身体がむしばまれている。

「従来の労働運動では、この低迷している現状を打開することはできない。発想の転換が必要だ」という声とともに、制度、政策闘争が重視されてきている。

もちろん、週休二日制など、労働者の時短への要求を、法的な制度とするための制度・政策闘争を重視することは重要である。しかし、今の総評の制度・政策闘争のあり方が問題なのである。

ある公労協の活動家が、「財政赤字という宣伝のもと、事業所の統廃合の攻撃がかけられている、成績の悪い事業所が廃止されようとしている。そのため、職場では廃止されることをきらって、成績をあげるための努力がおこなわれるようになり、残業をする組合員が増えてきた。そのうえ、自ら勝ちとった安全規則が守られなくなっている」と言う。すなわち、赤字攻撃の名のもとで、安全規則が無視される生産性向上運動がおこなわれているのだ。

そして、「こうした一人ひとりの労働者の職場の状況が、組合全体として放置され、財政赤字のあり方を見直し、その解決のための制度、政策闘争へと傾斜されてきている」と。これと同じようなことが、今の総評全体としても言えるようになってきた。幹部が労働省に行き、「週休二日制の実現を」と交渉するのであるが、残業が多くなっているということにはなぜか目を向けようとはしないのである。

「総評は同盟を批判し、同盟をたたかう労働組合として認めよう」としない。しかし、同盟の方が総評よりも政策能力を持ち、その実現のために努力している」と言う中立労連の活動家がいる。

総評よりも同盟の方がもろくに政策能力を持っているとしても、何の意味があるだろうか。一人ひとりの労働者が合理化で苦しんでいることに目を向けないどころか、資本の合理化攻撃に手を貸す同盟の幹部なり書記局の政策能力というものはごまかしにすぎない。

増大する総評運動への危惧

ところが、今の労戦統一の動きを見ると、同盟と同じように総評がなっていくのではないかと危惧を持つ。「全労戦統一綱領討議のための素材提起」のなかで、「新たな制度、政策要求の実現のため、統一した交渉力を持つため、労戦統一に取組むべきだ」と

語られている。

「発想の転換が必要だ」という声とともに、「制度、政策闘争の重視」が叫ばれるようになった。そして、この延長上に、「素材提起」に見られるように、労戦統一の必要性が言われるのである。

合理化攻撃は、労働者をバラバラにし、団結の否定という、労務管理と一体となっておこなわれる。反合理化のたたかいは、バラバラになっている労働者をついにまとめるという、活動をぬきにしてはたたかきれない。これは地道な日常活動を通してしか作れない。目に見えるような派手な成果をこの日常活動では作ることは少い。

「労働運動が一時のような盛り上がりがない今のような時、すなわち低迷しているのだ」といって発想の転換が必要であろうか。従来の労働運動を否定することから始めなければならぬのだろうか。

われわれの路線が「低迷」したり、後退したりしているとすればするだけ、地道な日常活動を通して団結を強化し、反合理化闘争をしなければならぬ。

なぜ、各職場で残業が多くなり、安全規則が守られていないのか。組合員がバラバラにさせられ、たたかうことが資本の手によって否定させられ、「たたかったら損だ」という雰囲気を作られ、労働強化になっているのだ。

組合運動の初心にもどれ

こういう時にこそ、地道な日常活動の強化を、従来の労働運動の否定から始まるのではなく、従来のもっている弱点を補強し、従来の到達点を発展させる以外にない。

派手な成果の上がらない地道な日常活動を否定し、幹部の交渉だけで、「低迷」した労働運動を脱却しようとする努力は、結局は何も残らない。幹部が、たとえば、総評の役員が労働省に行つて交渉すれば、何かが解決するかのように見えることもある。それは、派手な成果が上がったかのように見える。

地道な日常活動を通して、残業を拒否するような職場、労働者の身体がむしばまれる合理化に反対し、安全規則を守らせる職場、こうした職場作りをするよりは、総評の幹部が労働省に行き、大臣や官僚から、「対策委員会の設置を検討したい」等々の前向きに見えるだけの解答を引き出させる方が簡単である。

そして、この簡単な道を選び、幹部が運動の成果があったように、大衆をあざむくだけでなく、自分さえもあざむいているのではないだろうか。

合理化攻撃にたいする反撃のむずかしさから、逃避し、制度・政策闘争へと走り、そして、同盟の幹部とならんで、政府と交渉していく方が運動は発展すると主張しているのが、「素材提起」ではないだろうか。

職場での地道な日常活動は日進月歩とはいかない。だから、これを避け、「うまい方法を見つつけよう」ということになり、一人ひとりの労働者の条件を無視した制度・政策作りに走り、その実現をということになっているのが今の総評ではないのか。そして、数が多ければ要求も通るということになって、同盟との共闘、労戦統一の必要性が叫ばれている。

(つづく)

ワシントンのワニの涙

ガス・ホール米国共産党書記長は、当地で発表されたその声明のなかで、ポーランドで反社会主義的分子にたいして取られた措置にかんして米国当局が開始したヒステリックなキャンペーンを厳しく批難した。以下は同書記長の発言内容である。

米国の当局がポーランドについて流す涙はワニの涙であり、悪意のこもった敗北の涙だ。彼らは、ポーランドの地上から社会主義を抹殺することに成功しなかったことに失望し、無謀をはたらいっているのだ。

貪欲なアメリカの銀行や企業は、ポーランドのなかに他の社会主義諸国への進出の足場を見い出していた。かれらの考えでは、社会主義共同体のまっただなかに位置するポーランドの撲滅は、すでに六四年間も抱きつづけた夢の実現への第一歩であった。その夢とはいたる所での社会主義の根絶である。彼らは、ポーランドが社会主義共同体という鎖の弱い一環となることに大きな期待をかけたのだ。

彼らは、新たな敗北を喫すると、今度は途方もないうそを言い広めだした。

真実はまさに、米国自身が反ソ、社会主義的神話や中傷を大げさに伝えながら、ポーランドの内政に干渉しようとしている、ということにある。彼らは、彼らの反ソ、反社会主義のための武器庫にあるありとあらゆる作りごとを持ち出して、それを「ニューヨーク・タイムス」の紙面六ページにわたって毎日掲載し、ラジオで広めている。彼らは、米国民をできるかぎりだましつづけ、ポーランドの反革命・裏切者を支援し、ポーランドやソ連と世界世論に圧力を加えるのに大わらわである。

なぜポーランド政府は戒厳令を出さねばならなかったのだろうか。どのような出来事がきびしい緊急対策を講ずる必要を持たらしたのだろうか。

戒厳令の布告とポーランド軍の使用についての決定が下されたのは、国内の秩序、安全、平静を回復するのに他の方法はないということがまったく明確になったときであった。

あらゆる作りごと、うそ、混乱を退ぞけて真実を直視する必要がある。その真実とは、社会主義体制を破壊して国内に資本家と大地主の権力を復活させる決意を持った挑発者の活動の結果、ポーランド国民と国全体は社会、経済、政治的破局の瀬戸際に立っていた、ということである。断固たる行動は、恐るべき大惨事を未然に防ぐために必要であったのだ。

反革命の輸出は、レイガンル・ヘイグの対外政策の基本である。レーガン政府は、この輸出に国家政策のお墨付きを与えた。ポーランド問題を政府はもっぱら自らの私利私欲、貪欲な利益の観点からしか見ていない。

米国の対外政策の基本は、アメリカの銀行や多国籍企業があれやこれやの国に進出してその国の資源を掌中におさめることができるような状況を可能であればどこにでも作り出すことにある（銀行や企業のそうする目的は唯一つ、それだけでなくも巨大な利潤を拡大するためである）。このような計画がポーランドにたいして目論まれていたのである。

アメリカおよび世界の反動勢力は、自分たちが世界的社会主義の終末の始まりの目撃者になるであろうと期待していた。彼らの期待が破綻を来たすにつれて、敗北の苦味に呼びおこされた慟哭はしだいに大きくなりかつ絶望的に響いてくる。

われわれは、敗北の目撃者ではなくて、ポーランド勤労者、ポーランドにおける社会主義、世界的社会主義の勝利、そして平和、社会・経済進歩、民主主義のためにたたかう世界の全勢力の勝利の目撃者となったのである。（一九八一年二月二日、タス通信）

緊急号外

好評増刷中

八二春闘への実践的提起

定価 四〇〇円（郵送費含）

労戦「統一」問題は、(1)総評内左派勢力の統一した力、(2)職場からの大衆行動、大衆闘争の予想をこえる高揚で、統一準備会参加は破綻し、左派の一定の勝利となった。これで安心してはいられない。労働組合、労働者階級を資本の手にゆだねようとの、統一推進会の策謀はまだ完全に粉碎されてはいないし、なによりも、(1)反合理化闘争、(2)労働者階級解放をめざす総評労働運動の路線の正しさが生活によって証明されているにもかかわらず、動揺に終止符が打たれてはいないからである。

資本の搾取と抑圧、資本への隷従に辛吟している労働者の勇気と自信を鼓舞し、総評労働運動を強化、再生することの重要性は、かつてなく高まっている。そのための第一の方策は、八二春闘を最大限に高揚させることである。その条件は成熟しつつある。八一年の各組合大会では、これまでになく職場組合員の声が議場を圧倒したし、その声は労戦の右翼的再編成を痛撃した。したがって、総評と総評傘下組合員は、J.C.同盟主導の「春闘」を打ち破り、独自の春闘構築の道を模索せざるをえない。それだけに、職場労働者が創意をつくし、春闘構築の方針提起とその実践が、これまでになく鋭く問われているのである。本緊急号外では、「総評強化はおれたち労働者が一人ひとりが担う」との気迫と自覚をいっそう高める方策を明らかにしている。

第一章 すすむ「窮乏化」と政治反動

一 悪化する労働状態 1 低下する実質賃金、2 失業の増大、3 健康破壊の増大
二 右傾化は「窮乏化」作用の一形態

八〇年代は失業の時代、2 インフレの激化、3 重税、4 高負担と社会保障悪
福祉切り捨て、5 軍備増強、政治反動の激化

第二章 労働運動はこれでいいのか

一大衆闘争の組み上げ

二 組合民主主義の確立をめざそう

三 幹部は指導性を発揮せよ 1 階級闘争に確信をもて、2 闘争路線の確立につい
て

第三章 当面する闘争課題

一 八二春闘をこうたたかおう 1 八二春闘の教訓、2 自らの方針をもとう、3 八

二 春闘をたたかうために、4 日経連の賃金論批判、5 賃金討論をこう組織しよう
二 反合闘争をこうたたかおう 1 「たたかえない条件」づくり、2 目前の敵の

暴露しよう、3 敵の脆弱点に切り込もう、4 仲間の期待（幻想）から逃げるな、

5 譲れるものはなにもない、6 再び日常闘争との結合を、7 仲間の一歩のため
に十歩あゆもう、8 総括を重視しよう

三 行政改革反対のたたかい 1 第一次答申はまだ一部、2 官公の合理化と民間の

合理化は一体、3 統一闘争でたたかおう
四 政治反動と民主主義擁護のたたかい 1 戦争政策につき進む政府・独占、2 問

われる総評・社会党のたたかい

第四章 当面する実践的任務

一 組合機関への「不信」を克服しよう 1 機関依存の弱さをなくす、2 組織的な

運動の前進を、3 右寄り組合のなかでも

二 日常闘争の改善を
三 原則の主張と柔軟な組織運営